

事例研究2 事例6 (商標)

ありふれた氏と慣用的名称とを結合してなる商標の
商標法3条1項4号該当性

審判番号	不服2022-010063 (商願2020-117387) (不成立) (令和5年2月21日：請求不成立審決 → 確定)
判決日 事件番号	知財高判令和5年9月7日 令和5年(行ケ)第10031号(請求棄却)
本願商標	池上製麺所(標準文字) 指定役務： 第43類「飲食物の提供」
主な争点	商標法3条1項4号(ありふれた氏又は名称のみを表示する商標)

1. 事件の概要

本件は、上記本願商標について商標法3条1項4号に該当するとした審決が、判決において支持された事件である。

2. 検討事項の概要

- (1) 検討事項1 「ありふれた名称」について
 (2) 検討事項2 「ありふれた氏」について
 (3) 検討事項3 適用条文について

3. 審決の概要

(1) 本願商標

本願商標は、「池上製麺所」の文字を標準文字で表してなり、指定役務については、第43類「飲食物の提供」と補正されたものである。

(2) 原査定の拒絶の理由

本願商標の構成中の「池上」はありふれた氏であり、また、「製麺所」の文字は、「麺類を製造する所」を意味する語であって、業種名として一般的に採択・使用されているものである。そうすると、本願商標は全体として、ありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標である。したがって、本願商標は、商標法3条1項4号

に該当する。

なお、出願人は、仮に本願商標が法3条1項4号に該当するとしても、長年の使用の結果、同条2項の要件を具備すると主張するが、提出された資料からは、本願商標は、使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商品及び役務であることを認識することができるに至ったものとは認められない。

(3) 当審の判断

ア 商標法3条1項4号該当性について

本願商標は、「池上製麺所」の文字を標準文字で表してなるものであるから、普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものといえる。

そして、本願商標の構成中、「池上」の文字は、日本人の姓氏の一つであり、我が国において同種の氏が多数存在する名字として紹介されていることを踏まえると、「池上」はありふれた氏といえるものである。

また、本願商標の構成中、「製麺所」の文字は、「麺類を主とする飲食物の提供」を行う業界において、自己の業態を示すために、その名称(商号)の一部に普通に使用されているものといえる。

さらに、ありふれた氏と「製麺所」の文字を組み合わせた名称が、「麺類を主とする飲

食物の提供」を行う者に採択されている実情もうかがえる。

以上を踏まえると、本願商標は、ありふれた氏である「池上」の文字と業種名として普通に使用されている「製麺所」の文字とを結合したものであって、これに接する需要者は、その構成文字全体として、ありふれた名称を表示したものと理解するものであり、かつ、標準文字で表されたものであるから、本願商標は、ありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標というのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第4号に該当する。

イ 請求人の主張について

(ア) 請求人は、「池上」の文字が我が国における姓氏の一つとして用いられているものであっても、当該文字は、姓氏を表すものと即座に認識されるものとはいいきれず、その他の意味でも理解され得る多義的なものである旨主張する。

しかしながら、請求人の挙げる辞書上の意味や地名が、広く一般に知られているとはいい難いことに加え、上記のとおり、「池上」を氏とする者は、全国に多数存在していることを踏まえると、「池上」はありふれた氏といえるものである。

(イ) 請求人は、「製麺所」の文字から直接的に想起される意味合いは「麺類を製造する所」であって、第30類に属する商品などを取り扱う業種が連想されとしても、本願の指定役務である第43類「飲食物の提供」を行う業種は連想されず、また「製麺所」の語が、「飲食物の提供」が行われる場所を意味する旨の記載は辞書等には存在しない旨を述べるとともに、「〇〇製麺所」の名称の下、飲食物の提供が行われている取引の実情は極めて僅かに存在するのみであるから、証拠調

べ通知で引用された情報が存在するとしても、「製麺所」の文字が、本願の指定役務を取り扱う分野において業種名として一般的に採択・使用されているものといえない旨主張する。

しかしながら、「製麺所」の文字は、「麺類を主とする飲食物の提供」を行う業界において、自己の業態を示すために、その名称(商号)の一部に普通に使用されているものといえることから、当該取引の実情を考慮すると、たとえ辞書等の「製麺所」の項目において、「飲食物の提供」が行われる場所を意味する旨の記載が存在しないとしても、「麺類を主とする飲食物の提供」を行う業界において、「製麺所」の文字は業種名として普通に使用されているものというべきである。

ウ 商標法3条2項に規定する要件を具備するか否かについて

請求人は、1957年(昭和32年)から、本願商標を、請求人の運営する讃岐うどん店の店名として使用していること、請求人店舗がテレビ番組、新聞記事及びウェブサイト記事において複数紹介されたことは認められる。

しかしながら、請求人が本願商標を「うどんの提供」に使用しているとしても、その使用地域は香川県高松市に限られるのであって、請求人による広告宣伝は自身のウェブサイトによるもののみであり、また、テレビ番組、新聞記事やウェブサイト記事において紹介されたとしても、テレビ番組においては、他の飲食店等と共に紹介されているものが多く、本願商標が視聴者(需要者)の印象に残る放送形態であるとはいえない。また、新聞記事やウェブサイト記事においては、一部のうどん愛好家の間では、請求人店舗はよく知られたものとなっていることは認められるものの、本願の指定役務である「飲食物の提供」に係る取引者、需要者には、広く一般消費者も含

まれるのであるから、請求人店舗が、一部のうどん愛好家にとどまらず、本願の指定役務の需要者である一般消費者の間でも広く認識されているとまではいうことはできない。加えて、請求人店舗を取り上げたテレビ番組や新聞記事、ウェブサイト記事は、2016年以前のものが多いことに照らすと、これらの報道が需要者の認識に与える広告宣伝効果は、現在では限定的といわざるを得ない。

以上によれば、本願商標は、その指定役務である「飲食物の提供」に使用された結果、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができるに至ったものとは認められない。

したがって、本願商標は、商標法第3条第2項の要件を具備しない。

4. 判決の概要

(1) 主な争点

原告は、本件審決の商標法3条1項4号該当性に係る判断には以下のとおり誤りがあるから、本件審決は取り消されるべきである旨主張した。

ア 「池上」の文字について

我が国において「池上」を姓氏とする者がある程度存在するものの、その数は約4万4100人にすぎず、「多数存在する名字」ではないから、「池上」はありふれた氏といえる」との審決の認定は妥当でない。

そして、「池上」の文字が「池の水面」等を意味する語として辞書に記載され、また、「東京都大田区に位置する地名」を表すものとしても用いられている実情があることを踏まえると、本願商標の構成中「池上」の文字は、姓氏を表すものと即座に認識されるものとはいえず、その他の意味でも理解され得る多義的なものである。

イ 「製麺所」の文字について

本願商標の構成中「製麺所」の文字は、その構成文字から「麺類を製造する所」ほどの意味合いが理解されるものであって、一定程度の大きさ・規模で麺類を製造する工場又は場所を想起させるものである。そうすると、「製麺所」の文字からは、第30類に属する商品(例えば、うどんの麺やラーメンの麺)などを取り扱う業種が連想されるとしても、本願商標の指定役務である第43類「飲食物の提供」を行う業種が連想されるものではない。そうすると、「製麺所」の文字は、本願商標の指定役務を取り扱う分野において、業種名として普通に採択・使用されているものとはいえない。

本件審決は、「製麺所」の文字について、「麺類を主とする飲食物の提供」を行う業界において、自己の業態を示すために、その名称(商号)の一部に普通に使用されているものといえる」と認定をしたが、本件審決は25の例示をしたにすぎない。うどん店及びラーメン店の数は、令和2年時点で、うどん店は1万7862軒、ラーメン店は2万4257軒であった。また、原告の所在地である香川県におけるうどん店の数をみると、平成12年10月時点で約700軒、平成28年時点で544軒であった。

これらの店舗数に対し、飲食店における「製麺所」の使用例は僅か15店舗にすぎず、うどん店の全国店舗数の0.03%であり、香川県においても「〇〇製麺所」の名称の使用例は約2%にすぎない。このように、全国に存在するうどん店及びラーメン店の総数、並びに香川県内のうどん店の店舗数に対し、極めて少ない「〇〇製麺所」の使用例しか存在しないのであるから、本件審決の認定は相当でない。

ウ 本願商標について

本願商標は、複数の意味合いで理解され得る「池上」の文字と、本願商標の指定役務を取り扱う分野において、業種名として普通に採択・使用されているものでない「製麺所」の文字とを結合して一連一体に表したものであり、全体として、特定の観念を生じない造語として理解されるもので、本願商標の指定役務との関係で十分に自他役務識別機能を発揮する。

過去の審決をみると、商標法3条1項4号にいう「ありふれた名称」について、当該名称全体として多数存在するものをいうと解すべきであるとして、「渡邊財団」、「有沢製作所」、「藤本製菓」、「藤本医薬販売」について、いずれも同号に該当しない旨の判断がされているところ、「池上製麺所」なる名称の組織等は原告以外に存在しないし、「池上製麺所」なる名称の組織等が多数存在するものでもないから、「池上製麺所」は、同号の「ありふれた名称」に当たらない。

また、原告が運営する「池上製麺所」(原告店舗)は、創業以来、多くのテレビ番組、新聞記事やウェブサイト記事において紹介されたり、「食べログ」のサイトに同「池上製麺所」についての写真や口コミが多数投稿されたりするなどしていることからして、本願商標が、多くの需要者に認識されていることが把握できる上、インターネットで「池上製麺所」の文字を検索しても、原告が使用する商標に関する情報以外の情報はヒットしないことから、本願商標は、「ありふれた名称」に該当するものではなく、指定役務との関係において自他識別機能を発揮するものである。

(2) 裁判所の判断

ア 商標法3条1項柱書及び同項4号によると、「ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商

標」は、商標登録を受けることができないものとされている。これは、ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章は、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに、多くの場合、自他商品・役務識別力を欠くと考えられることから、このような標章のみからなる商標については、登録を許さないとしたものと解される。

そして、ありふれた氏に業種名や会社の種別、屋号に慣用的に用いられる文字等を結合し、普通に用いられる方法で表示したものは、当該ありふれた氏を称する者等が取引をするに際して、商標として使用することを欲するものと考えられ、同様に特定人による独占的使用になじまず、かつ、その表示だけでは自他識別力を欠くものというべきであるから、特段の事情のない限り、「ありふれた名称」に当たると解するのが相当である。

イ 本願商標は、「池上」の文字と「製麺所」の文字からなる結合商標である。

(ア) 「池上」について

「池上」は、我が国において氏として約4万4100人に用いられている文字であり、商標法3条1項4号所定の「ありふれた氏」に当たる。原告は、「池上」は様々な意味を有する語であり、姓氏を表すと即座に認識されないから「ありふれた氏」に当たらないと主張するが、「池上」が我が国において4万人以上の者に用いられている氏であることが認められる以上、「池上」の文字が姓氏以外の意味を有することがあるからといって、それが「ありふれた氏」に該当しなくなるわけではない。

(イ) 「製麺所」について

各事実に照らすと、「製麺所」の名称は、もともとは、麺工場などの麺類を製造する所

を指していたものであるが、製麺所において飲食物であるうどん等を提供するという業態が一般化するなどし、さらには、少なくとも本件審決時までに、全国的に、「○○製麺所」という名称のうどんやラーメン等の麺類を提供する飲食店が少なくない数において存在するに至っているといえることができる。このような実態に照らすと、本件審決時においては、本願商標の指定役務である「飲食物の提供」の取引者、需要者は、「製麺所」の名称について、麺類を製造する所を意味するものと認識、理解するのみならず、麺類を提供する飲食店を指す店名の一部として慣用的に用いられているものと認識、理解すると認めるのが相当である。

(ウ) 本願商標について

本願商標は、ありふれた氏である「池上」と、麺類を提供する飲食店を表すものとして慣用的に用いられている「製麺所」を組み合わせた「池上製麺所」を標準文字で表したものであり、「池上」氏又は「池上」の名を有する法人等が運営する麺類を提供する飲食店というほどの意味を有する「池上製麺所」というありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であると認められるから、商標法3条1項4号に該当するというべきである。

原告は、過去の審決において示されたように、名称全体として多数存在するものでなければ「ありふれた名称」に当たらないと主張するが、商標法3条1項4号の文言上、「ありふれた名称」とであると認めるために当該名称が現に多数存在することは要件とはされておらず、ありふれた氏である「池上」と、麺類を提供する飲食店を表すものとして慣用的に用いられている「製麺所」とを結合し、普通に用いられる方法で表示した本願商標は、本件全証拠によっても、我が国における飲食

店の取引者、需要者が、特定人の運営する飲食店(原告店舗)を意味するものであることを認識することができるほどの自他識別力を有するに至ったことを認めるに足りない。したがって、本願商標は、特定人の独占にはなじまず、自他識別力を欠くものとして、同条1項4号の「ありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」と認めるほかはない。

5. 検討事項及び検討結果

(1) 検討事項1(「ありふれた名称」について)

本件判決において、本願商標が、「ありふれた氏」と「麺類を提供する飲食店を示すものとして慣用的に用いられている名称」の組み合わせであることを理由として「ありふれた名称」である旨判示された点に関し、その意義等が議論された。

ア 「ありふれた氏」と「業種を示すものとして慣用的に用いられている名称」の組み合わせをもって「ありふれた名称」として判断枠組み自体についての評価としては、まず、商標の構成を「氏」と付加的な部分とに切り分けて検討する判断枠組みの当否について見解が分かれた。

(ア) 構成全体の一体的把握を堅持すべきとする立場からは、4号の文言を解釈上読み替えるに等しく、そのような解釈を採るのであればそれを可能とする根拠についてより丁寧な論証が伴うことが望ましかったとする見解が示された。この見解からは、本件においては、あくまで構成の全体である「池上製麺所」がこの構成のままありふれた存在としてあるのか否かを検討すべきであったことになり、ありふれていないとすれば6号該当性を検討すべきであったとする。この見解は、他の要素が付加されている時点で、「ありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標章の

みからなる」と言い得るのか等を述べ、条文の文言を重視すべきであるとする。

なお、本件判決の判断枠組みに対しては、同種の組み合わせが見つからなかったため登録査定を受けている例(例えば、本件原告が引用した登録例)があることも考えると、判断基準として曖昧ではないかとの指摘も見られた。

(イ)一方、本件判決の上記判断枠組みに違和感はないとする見解も示されたところ、これらの見解は、商標の構成を「氏」とその余の部分とに区別して分析すること自体は否定しない立場といえる。

この立場からは、商標を構成する氏がありふれており、業種名の部分も慣用的に用いられていることが、構成全体としても「ありふれた名称」であるとの評価につながる旨の見解、また、ありふれた氏に慣用的に付される表現を結合してなる商標には識別力があるとはいいい難く、原則として「ありふれた名称」に当たるといふべきである旨の見解が示された。

これらの見解は、「氏」とその余の部分の双方がありふれていること(氏以外の部分については識別力を欠く付加的な表現であるという場合を含む)を重視しつつ、そのようなもの同士の組み合わせがありふれていることをもって「ありふれた名称」であると把握し、4号該当性を肯定する立場からのものと捉え得る。

なお、この点については、「ありふれた程度」の積上げないしは総合評価によって4号該当性を肯定するとの考え方も想定し得るところであるが、これに関しては、氏とその余の部分のそれぞれについて、仮に結論としては「ありふれた」氏であり、また「慣用的に用いられている」業種名である、あるいは特定の役務を「連想することは容易である」用語であるとしても、相対的にありふれた程度が高く

ない、又は業種名として一般的と言えるか微妙なのであれば、その組み合わせが自動的に「ありふれた」名称に該当するわけではないという議論も可能である旨の見解が示された。4号該当性判断の緩みに対する歯止めとして、氏の部分とその余の部分のそれぞれが、構成全体に対する4号該当性を肯定する結論を支える程度に十分ありふれていることを要請する見解と捉えることができる。

また、この点に関し、「氏」とその余の部分の双方がありふれているものの典型として、ありふれた氏を商号中に含む会社の登記上の実情からすれば、そのような商号を有する会社の数は意外に多くはないように見受けられた、との意見もなされた。

イ 前項に挙げた各見解がある中、本件判決の判断枠組みは技巧的であるものの結論としては妥当であるとする見解も示された。

(ア)この見解は、4号の「名称」が「氏」と並列に列举されたものとして「氏」との等質性を持つのが本来であるとの理解を前提に、「ありふれた名称」該当性判断においては、商標の構成が全体としてそのような「名称」の体を成していることが本来の前提とされるべきところ、それとは異質なものが「ありふれた名称」に該当すると認定されていることが技巧的であるとして疑問を投げかける点で、上記アに挙げた見解のうち本件判決の判断枠組みに反対するものと軌を一にするものと捉えられる。

その上でなお、この見解が判旨をその結論において妥当とする基礎には、4号該当とせずに6号該当としてしまうと、かかる商標には3条2項を適用する余地がなくなって不当な結論を招きかねないという、後述の検討事項3につながる問題意識がある。この見解は、このような4号と6号の条文上の扱いの差を重視し、そこから来る不当な結果を可及的に

避けるため、本件判決の枠組みを結論において肯定するほか、4号と6号とで該当性判断の厳格性に格差を設けることを提唱する(検討事項3において後述)。

(イ)この見解に対置される見解としては、6号該当性判断においても商標の使用による識別力の獲得が評価されており、実質的に3条2項の適用があるのに近い運用がなされている実情があるとの理解を前提に、4号・6号該当性判断の厳格性の格差について異なった結論を導くものがみられた(こちら検討事項3において後述)。

(2) 検討事項2(「ありふれた氏」について)

ア 本件判決においては、「ありふれた氏」該当性の判断において、その氏に当たる語が多義的であることの影響を否定したと解される判示がなされている。この点を受けて、上記判断において氏に当たる語が多義的である場合、その点をどう評価すべきかが論じられた。

(ア)この点、語句が氏としてありふれていることとその語句が多義的であることは両立することであるとして、基本的に判旨に同調する見解が多数であった。

(イ)しかしながら、氏以外の語義の方が知れ渡っており、語句が通常はそちらの語義の方で認識されている等の事情がある場合、「ありふれた氏」該当性の判断に影響し得るとする見解が支配的であり、判旨に同調する見解を採る立場であってもこの点を留保する論者が多数であった。なお、この点に関し、そもそも氏というものの自体が一般に土地や職能の特徴を表す語に起源を有するものであり、その意味で、氏というものは本来的に多義的である旨の指摘もみられた。

イ 次に、「ありふれた氏」該当性の判断において、商標を構成する語に当たる氏を有

する者の人数はどのように考慮し得るかが議論された。

(ア)この点、具体的な人数で線引きすることは難しいものの、「ありふれた」に該当するか否かについて何らかの判断を求められる上は、判断の客観性を確保する観点から、具体的な数値的基準を置くことの合理性も認めるとの趣旨の見解が多数であった。また、規定中の「ありふれた」の文言を重視する観点から、誰にとっても周りに何人もいる、といえる程度の状況にあることを必要とする趣旨であるとの指摘もみられた。

(イ)なお、「ありふれた」の文言に関しては、これが、当該氏を有する者の客観的な実在の程度を指すのか、あるいは当該氏の需要者の認識の程度を指すのか、という点で論者の理解の分かれるところがあり、これが後述の論点(商標を構成する語に当たる氏を有する者の人数が多くなると「ありふれた氏」といい得る場合としてどのようなものが考えられるか)に影響を及ぼしている。

ウ そして、商標を構成する語に当たる氏を有する者の人数が多くなると「ありふれた氏」といい得る場合としてどのようなものが考えられるかが論じられた。

(ア)この点、「ありふれた」の文言を客観的な実在の問題と解するか、あるいは需要者の認識の問題と解するかにより、結論の分かれるところがあったといえる。

すなわち、客観的な実在を重視する立場からは、当該氏を有する者の人数が多くない場合は「ありふれた氏」に当たる場合を想定し難いとの見解が導かれ、一方で、需要者の認識を重視する立場からは、具体的な人数は問題ではなく、全国的に「氏」と認識・理解されていれば足りるとの見解が導かれた。

(イ)歴史上の人物や架空の人物の氏については、上記の解釈上の立場の相違を反映した

分岐が更に現れた。

すなわち、まず、需要者の認識を重視する立場からは、氏として多く用いられていない場合であっても、全国的に知られている氏であれば該当し得るとの見解が示された。

これに対し、客観的な実在を重視する立場からは、たとえノンフィクションの著作物内で頻繁に用いられる登場人物の氏をあたかもありふれているかのように感じる場合があるとしても、当該氏を用いる者が多数実在するのではないとすれば、独占適応性ないし公益性の見地からしても、ありふれた実在の氏と同等の扱いをする合理的な理由がない、とする見解が示された。

そして、上記双方の立場を反映した見解としては、例えば、国内で著名な歴史上の人物の氏は人数が少なくとも「ありふれた氏」に含まれる、という解釈があり得るとしつつ、これを他の種類の氏(例えば、現存する有名人の氏、歴史上の外国人の氏、フィクションの登場人物の氏、等)に拡張して検討した場合、「ありふれた」の文言が氏の客観的な実在を含意する余地があることを考えると、需要者の認識が顕著であるというだけで「ありふれた氏」に該当すると解するのは文言から離れた解釈となって無理があるようにも感じられる旨の見解がみられた。

(ウ)また、氏が地域的に偏在している場合の考え方についても、上記の解釈上の立場の相違を反映した分岐がみられた。

すなわち、まず、需要者の認識を重視する立場からは、当該氏を有する者が一部の地域に密集していて全国的には馴染みが薄いような場合には、需要者が「ありふれた氏」と認識しないことも考えられ、該当性の判断については否定的な方向に傾くことがあり得る、との指摘がなされた。

これに対し、客観的な実在を重視しつつ、4号の趣旨として独占適応性ないし公益性の観

点が含まれることも重視する立場からは、当該氏を有する者が一部地域に偏在して数多く居住している場合は、全国的にみれば大人数ではないとしても、偏在する地域においては「ありふれた氏」として理解される場合もあり得るとした上で、公益性の観点も考慮すれば、かかる氏は「ありふれた氏」といい得る場合がある旨の見解が示された。

(3) 検討事項3(適用条文について)

ありふれた氏と慣用的に用いられる業種名等との組み合わせからなる結合商標に対する適用条文について、本件判決とは異なり、登録拒絶にあたっては6号を適用すべきであるとした裁判例が存在する(知財高判令和6年3月11日、「田中箸店」)。これも踏まえ、4号と6号との棲み分け等をどのように考えるべきかが議論された。

ア この点まず、「田中箸店」判決の判示に対しては、以下の見解が示された。

(ア)審査基準との整合性を重視する立場からは、4号該当とすべきであったとする見解が示された。

(イ)一方、このような結合商標における4号該当性判断においては商標の構成全体の一体的把握を堅持し、あくまで当該結合商標が全体としてありふれているか否かを検討すべきとする立場からは、上記「田中箸店」判決の判示が妥当であるとする見解が示された。

また、商標の構成を「氏」とその余の部分とに区別して分析すること自体を否定しない立場からも、「氏」とその余の部分の双方がありふれているにもかかわらずその組み合わせがありふれていないといえる事情がある場合は、4号ではなく6号該当性を検討すべきことになる旨の見解が示された。

イ 上記に対し、4号・6号該当性のいずれもが検討対象になり得ることを前提に、該

当性判断の厳格性に格差を設けることを提唱する見解も示された。

(ア)この点まず、本件(「池上製麺所」)判決の判断枠組みは技巧的であるとしつつ結論において肯定する立場は、4号該当性が認められるものに4号を適用せず6号のみを適用してしまうと、かかる商標には3条2項を適用する余地がなくなって不当な結論を招きかねず、その意味で4号該当性を認める範囲を拡張することには合理性がある、との理解に基づき、4号該当性についてはこれを比較的広く認めることとする一方、4号該当性を認める余地がなく6号の適用を検討することになった場合は、6号該当性を判断することとし、この判断は厳格に行うべきである旨の見解を示す。

(イ)一方、6号該当性判断においても商標の使用による識別力の獲得が評価されており、実質的に3条2項の適用があるのに近い運用がなされている実情があるとの理解を前提とする立場からは、4号・6号該当性判断の差別化のあり方について異なった見解が示された。その概略を記すと、まず、①「ありふれ

た氏」については、出願人において選択の余地が乏しいこと等に鑑み、独占適応性ないしは公益性の見地から、4号該当性を広く認めるよう判断するべきであり、この点は当該氏が多義語である場合や装飾化が施されている場合であっても同様であるとする。これに対し、②「ありふれた名称」(本見解においては、本件判決におけるような、「ありふれた氏と慣用的に用いられる業種名等とが結合してなるもの」を意味する。なお、このような構成をとるものを含め、そもそも「ありふれた名称」とは何かという一般論について一定の見解を得るには至らなかった。)については、組み合わせが多岐に及び、選択の余地が広範であることを考慮して、その広範さに相応する選択の自由を認め(すなわち、4号該当と認める範囲を厳格に絞る)、例えば上記「ありふれた氏と慣用的に用いられる業種名等とが結合」してなる構成をとる「ありふれた名称」にあつては、その構成中に含まれるありふれた氏の部分が多義的である場合には4号非該当とし、広く6号該当性を検討することが妥当であるとする見解が示された。

以上